

別記8

林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領

第1 目的

この事業は、公共建築物等での木材利用を定着させるため、県民の多くが利用する施設の木造・木質化を支援することにより、木材利用への理解を深める場を提供し、他の公共的施設や民間住宅への利用促進を図る。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式第5号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長は、必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要性が生じた場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）事業実施主体の新設又は廃止
 - （3）個別指標の追加・変更又は廃止
 - （4）施工箇所又は施工場所の変更
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときは

これを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱別表2の1の(3)の④「木造公共建築物等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-8による。また、事業の採択基準等は、国実施要領別表2の1の14「木造公共施設整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。届には、交付決定前着手事業の内容(別記様式第2号)を添付書類として届け出ること。

市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書(別記様式第3号)を知事に提出する。

2 遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書(別記様式第4号)を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事が必要とする場合は速やかに地域振興局長に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査は、「新潟県林業関係補助事業検査規程(昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号)」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号)」等に基づいて行うものとする。

第8 施設の管理等

市町村長は、善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行うこととし、当該施設には県産材を使用して整備されたことを利用者等に明示するための標識などを設置

する。

また、市町村長は本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとする。

第9 達成状況報告

県実施要領第7に規定する目標達成状況報告には、施設のパンフレット等概要の分かるもの、施設の利用状況の分かる書類(写真等)、図面(施設配置図、平面図、立面図等)、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその度合いを測る指標をとりまとめたもの、その他必要な書類を添付書類として提出すること。

第10 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとし、提出部数は2部(知事1部、地域振興局長1部)とする。
- 2 「新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)」第3条第1項によって地域振興局長に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。